

## 選択定年制と退職金

本レポートは、企業経営者や管理担当役員、人事労務ご担当の方を対象として、定年延長制度を活用する際に必要になる関連施策である「選択定年制度」やそれに伴う「退職金制度」について紹介しています。

日本を代表する自動車メーカーのひとつである本田技研工業(株)では65歳定年延長に伴い選択定年制の導入、退職金制度の改定などに取り組んでいます。その背景は、65歳まで就労を希望する従業員がいる一方で、60歳で退職を希望する声もあり、60歳以降の就労意識が多様化していることにあります。その概要を紹介します。

### 1章 定年延長の関連施策

#### 1. 選択定年制の導入

本田技研工業は、定年年齢を延長するに当たり、対象者が定年時期を60～65歳の間で自由に選択できる「選択定年制」を導入した。個々のニーズに合わせて定年時期を社員自身で決定できる制度である。

自分の健康面や家族の状況などは都度変化することを考慮し、一度決めた定年年齢につき、1年ごとに意向を確認、変更を受け付ける仕組み。具体的には、55歳時点で定年時期の意向を確認し、59歳時点で定年時期を決定。直近1年以内の定年を選択した場合は変更できないが、1年以上先の場合は年に一度、申告した定年時期を変更することができる。

#### 2. 退職金制度の見直し

定年年齢の引き上げにより、退職金カーブの見直し、60歳を頂点としていた積み上げカーブを、65歳を頂点としたラインに引き直した。ただし、60～64歳の間に退職する場合も、選択定年制という意味合いから、65歳時点と同水準となるよう、差額分については一時金（選択定年一時金）で補填する。年金化できる額としては差が生じるが、一時金ベースでは60歳～65歳は同水準となる。

なお、今回の改定に当たり、確定拠出年金（DC）も導入、掛金は等級ごとに一定額で、DC移行分は退職金全体の約1割相当となる。

#### 3. 更なる主体性の発揮を促す

本多技研では創業当時から能力・実力主義の考え方をベースとし、職種や学歴によらない一本の処遇体系を運用してきた。今回の改定では、従業員一人ひとりに能力発揮を促すためにも、その考え方をさらに推し進め、主に、等級の統合、給与設定ルールの見直し、自動昇格の廃止を行った。

なお、評価制度には大きな見直しは加えていない。

このように、定年延長は、広く関連人事制度の改定、施策の実施を伴い、それらがバランスよく、整合的に整備されてはじめて機能するもので、社員の意識改革が不可欠な重要な内部環境整備・強化の施策です。

## 2章 知っておきたい「65歳定年延長」

### 1. 65歳定年制の基本的な内容

平成25年4月2日からの65歳定年延長は、従来までは法令により60歳定年が義務付けられていましたが、以降は65歳まで定年延長が義務付けられる事を意味しています。

この65歳定年延長は、本人の退職希望や会社の就業規則で定めた選定基準の適用外の場合を除き、この時点で定年制を定めていない企業の会社員以外は、原則として全ての企業労働者が65歳定年制の元で労働契約を締結していく事になります。

但し、この大規模な定年制の変革に関しては、企業に莫大な負担を強いる制度でもある事から、65歳定年制は段階的に制度を進行していくシステムとなっている点がポイントです。

### 2. 65歳定年延長に際して講じるべき3つの措置

65歳定年延長に関する基本概要を定めた高年齢者雇用確保措置、いわゆる「高年法」では、この65歳定年延長を実現するために企業が行うべき措置として以下の3つの措置を講じることを義務付けました。

- ① 定年制の廃止
- ② 定年の引上げ
- ③ 65歳までの継続雇用制度の導入

※実施状況については③の継続雇用制度の導入が多くなっています。

## 3章 選択定年制と継続雇用制の比較

	選択定年制	継続雇用制
契約期間	定年まで安心して就業できる	1年毎の契約更新
休職	最大3年（60歳以前と同様）	最大1か月
介護休業	最大263日（60歳以前と同様）	法定通り
家族手当	適用対象	適用対象外
住宅補助金	適用対象	適用対象外
賞与	適用対象	適用対象外

## 4章 参考フォーマット

### <選択定年制の条文サンプル>

#### 第〇条（選択定年制度）

選択定年制度により選択できる定年日は、満 60 歳～満 65 歳の誕生日を含む月の末日とする。

- (2) 選択定年制度による退職の日は、従業員が選択し、会社が決定した定年年齢に達する日の属する月の末日とする。

#### 第〇条（選択定年制度の申し出）

選択定年制度により定年日を選択する者は、原則として 60 歳に達する月の 6 か月前までに所定の申出書を人事部に提出しなければならない。

- (2) 前項により申し出た後、定年日が決定された者は原則としてこれを撤回することはできない。

## <選択定年制度の申出書サンプル>

令和 年 月 日

### 選択定年制度に関する申出書

代表取締役 \_\_\_\_\_ 殿

私は、令和 年 月 日に満 60 歳となりますので、選択定年制度を利用したく、以下のとおり申請いたします。

#### 【本人記入欄】

氏 名	_____ (印)	生年月日	_____
部 署	_____	入社年月日	_____
定年退職希望日	令和 年 月 日		
現在の雇用形態	_____		
希望する業務内容 労働条件	1. 現在と同じ 2. 他部署へ (部署名と希望する業務内容： _____)		
健康状態	_____		
その他 要望事項	_____		

#### 【会社記入欄】

承認日	人事担当印	総務担当印	所属長印	直属上司印
令和 年 月 日	_____	_____	_____	_____

<<本資料のご利用にあたって>>

本レポート中で紹介した制度情報は、あくまでも一般的な内容を記したものです。したがって、具体的にご検討をされる際には、弁護士、会計士、税理士等の専門家にご相談されることをおすすめします。

発行：2019年9月

—以 上—